

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準等について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00080 沿革 <u>令和7年3月14日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00035）第1条の規定により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）と企業総合保険特約を締結した者（以下「特約締結者」という。）との保険契約に適用されるものであり、企業総合保険特約書（以下「特約書」という。）附帯別表第2第1号の日本貿易保険が別に定める基準を規定する。ただし、特約書第1条に定める対象契約のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」に該当する対象契約をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。</p> <p>記</p>	<p>貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準等について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00080 沿革 <u>令和7年2月20日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00035）第1条の規定により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）と企業総合保険特約を締結した者（以下「特約締結者」という。）との保険契約に適用されるものであり、企業総合保険特約書（以下「特約書」という。）附帯別表第2第1号の日本貿易保険が別に定める基準を規定する。ただし、特約書第1条に定める対象契約のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」に該当する対象契約をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。</p> <p>記</p>	
<p>2 国別引受基準 (2) 特定制限国</p> <p>① (略)</p> <p>② (2)①にかかわらず、イラクについては、③ - 1 及び③ - 2 の条件に該当する対象契約については、保険契約の申込みを要する。<u>ただし、1 基本的引受基準の(12)のとおり、③ - 1 (i)のうち契約金額の全部又は一部が「別紙3 政府開発援助契約等」1(1)(決済方式を問わない。)若しくは2に該当する対象契約又は③ - 1 (ii)イのうち契約金額の全部が前受金により支払を受ける対象契約については、保険契約の申込みを要しない。当該対象契約について、特約締結者が保険契約の締結を希望する場合は、特約書及びこの規程に従い保険契約を締結する。③ - 1 及び③ - 2 の条件に該当しない対象契約については、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</u></p>	<p>2 国別引受基準 (2) 特定制限国</p> <p>① (略)</p> <p>② (2)①にかかわらず、イラクについては、③ - 1 及び③ - 2 の条件に該当する対象契約については、保険契約の申込みを要する。当該条件に該当しない対象契約については、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p>	

<p>③ - 1 (略)</p> <p>③ - 2 以下に該当するもの</p> <p>(i) <u>③ - 1 (ii)のうち</u>契約金額が10億円を超える対象契約</p> <p>(ii) <u>イラク財務省保証付 I L C 決済の案件</u></p> <p>なお、上記(i) <u>又は(ii)に該当する案件については、日本貿易保険に保険契約締結の内諾を申請しなければならない。</u>日本貿易保険が内諾書を発行した場合には、<u>当該内諾書に基づき</u>日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</p> <p>(注1) ③ - 1における政府開発援助契約等の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ 一の対象契約のうち一部が、政府開発援助契約等に該当する場合であって、③ - 2 (i)に該当する対象契約又は残りの契約金額の全部又は一部が③ - 2 (ii)に該当する対象契約であって、日本貿易保険が内諾書を発行した場合には、当該内諾書に基づき、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。日本貿易保険が内諾書を発行しなかった場合には、③ - 2 (i)に該当する対象契約については、政府開発援助契約等に該当する部分についてのみ、③ - 2 (i)に該当しない対象契約については、政府開発援助契約等及び③ - 1 (ii)に該当する部分について、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。なお、前受金の受領及び I L C の取得に係る日本貿易保険のてん補責任については、③ - 1 の取扱いと同様とする。</p> <p>ニ (略)</p> <p>(注2) (略)</p> <p>(注3) 「イラク財務省保証付 I L C 決済の案件」とは次のものをいう。</p>	<p>③ - 1 (略)</p> <p>③ - 2 <u>③ - 1 (ii)のうち以下に該当するもの、及びイラク財務省保証付き I L C 決済の対象契約</u></p> <p>(i) 契約金額が10億円を超える対象契約</p> <p>(ii) イラク <u>国内における貨物の引渡しを支払条件と定めている取引（ただし、外務省がホームページで公表している海外安全情報において退避勧告が発出されていないイラク国内の地域の港における貨物の引渡しを支払条件と定めている取引を除く。）</u></p> <p>なお、上記(i)に該当する案件、<u>イラク財務省保証付 I L C 決済の案件、及び(ii)に該当する部分について、</u>日本貿易保険が内諾書を発行した場合に<u>限り</u>、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</p> <p>(注1) ③ - 1における政府開発援助契約等の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ 一の対象契約のうち一部が、政府開発援助契約等に該当する場合であって、③ - 2 (i)に該当する対象契約又は残りの契約金額の全部又は一部が③ - 2 (ii) <u>若しくはイラク財務省保証付き I L C 決済</u>に該当する対象契約であって、日本貿易保険が内諾書を発行した場合には、当該内諾書に基づき、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。日本貿易保険が内諾書を発行しなかった場合には、③ - 2 (i)に該当する対象契約については、政府開発援助契約等に該当する部分についてのみ、③ - 2 (i)に該当しない対象契約については、政府開発援助契約等及び③ - 1 (ii)に該当する部分 <u>(ただし、③ - 2 (ii)に該当する部分を除く。)</u>について、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。なお、前受金の受領及び I L C の取得に係る日本貿易保険のてん補責任については、③ - 1 の取扱いと同様とする。</p> <p>ニ (略)</p> <p>(注2) (略)</p> <p>(注3) 「イラク財務省保証付<u>き</u> I L C 決済の案件」とは次のものをいう。</p>	
---	--	--

<p>対象契約の契約金額の全部又は一部が、イラク財務省保証付 I L Cにより決済されるもの（契約金額の一部が、イラク財務省保証付 I L Cにより決済される場合は、その該当部分） (注4) (略)</p>	<p>対象契約の契約金額の全部又は一部が、イラク財務省保証付 <u>き</u> I L Cにより決済されるもの（契約金額の一部が、イラク財務省保証付 <u>き</u> I L Cにより決済される場合は、その該当部分） (注4) (略)</p>	
<p>附 則 [抄] 附 則 [<u>令和7年3月14日</u>] この改正は、<u>令和7年4月1日</u>から実施する。</p>	<p>附 則 [抄] 附 則 [<u>令和7年2月20日</u>] この改正は、<u>令和7年2月28日</u>から実施する。</p>	